

SHINWA NEWS

令和7年度税制改正修正等の概要と 中小企業投資促進税制について

令和7年4月
(No. 17)

令和7年3月31日付けで令和7年度税制改正案が成立し、令和7年4月1日より施行されました。今回は、与党と野党との調整により一部変更された所得税の改正と、中小企業投資促進税制(特定機械装置等を取得した場合の特別償却・税額控除)についてご紹介いたします。

[1] 所得税に関する改正(修正版)について

(1) 基礎控除の引き上げ

物価上昇局面における税負担の追加調整により、令和7年分以降の個人の所得税に関する基礎控除額を以下の通り引き上げられます。

合計所得金額	基礎控除	給与収入の目安
～132万円	95万円	～200万円
～336万円	88万円(※)	～475万円
～489万円	68万円(※)	～665万円
～655万円	63万円(※)	～845万円
～2,350万円	58万円	～2,545万円

※令和7年、令和8年分のみの特例で、令和9年以降は58万円となります。

[2] 中小企業投資促進税制について

中小企業者の設備投資を促進させるため、一定の機械装置等を取得した時に「特別償却」「特別控除」といった法人税法の特例制度が設けられています。

この制度の内容や適用要件などについては、次のとおりです。

(1) 適用対象法人

青色申告書を提出する中小企業者(※)となります。

※資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、以下の①②に該当しない法人

- ①発行済株式又は出資の総数の1/2以上を同一の大規模法人(資本金1億円超等)に所有されている法人
- ②発行済株式又は出資の総数の2/3以上を複数の大規模法人(資本金1億円超等)に所有されている法人

(2) 適用対象資産

この制度の対象となる資産は、新品でかつ貸付の用に供するものを除く次の資産となります。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 測定・検査工具 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
(1台又は1基の取得価額が30万円以上かつその事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
- ③ ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上で、複製して販売するための原本、開発研究用のものまたはサーバー用のオペレーティングシステムのうち一定のもの等は除きます
(その事業年度における取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
- ④ 車両運搬具 一定の普通自動車で、貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5トン以上のもの

(3) 特別償却

特別償却とは、通常の減価償却とは別枠で償却することができる制度で、取得価額の30%相当額を普通償却限度額に加えた金額となり、早期に減価償却費を計上することができます。

また、特別償却の適用を受けることに代えて特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる、または、その事業年度の決算確定日までに剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てることにより損金の額に算入することも認められます。

(4) 特別控除

適用対象法人は、(1)の中小企業者のうち、資本金の額または出資金の額が3,000万円以下の法人に限られます。

特別控除とは、取得価額の7%相当額を法人税額から直接控除をすることができる制度です。税額控除限度額は、その事業年度の法人税額の20%が上限とされています。

なお、上限を超え控除されなかった金額については、1年間の繰越しが認められています。

(5) 留意点

特別償却と特別控除は選択適用となり、重複適用は認められていません。

どちらを選択するかは法人が任意で決めることができます。

また、取得する特定機械装置等が、中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に該当する場合は、経営力向上計画の策定と認定申請の手続きが必要になりますが、一定の要件を満たすことで即時償却(取得価額の100%償却)または10%の税額控除を選択することができます。

上記(2)の資産を購入される際は、今回ご紹介した税制が利用できる可能性がございますので、弊社担当者にご相談ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。